

第5期金ヶ崎町障がい福祉計画  
第1期金ヶ崎町障がい児福祉計画  
【 2018年度（平成30年度） ～  
2020年度（平成32年度） 】

平成30年3月  
金ヶ崎町



## 【目次】

### 第1章 計画の概要

- I 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- III 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- IV 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- V 計画の策定及び推進体制について・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第2章 障害者総合支援法による制度改革

- I 障害者総合支援法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- II 障害者総合支援法に基づくサービス内容・・・・・・・・・・・・ 6

### 第3章 障がいのある人を取り巻く状況

- I 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- II 身体障がい者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- III 知的障がい者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- IV 精神障がい者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- V 発達障がい者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- VI 高次脳機能障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- VII 難病患者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 第4章 第4期計画実施状況

- I 数値目標に対する実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - 1 福祉施設から地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - 2 福祉施設から一般就労への移行促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - 3 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- II 障がい福祉サービスの見込量に対する実績・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 4 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 5 障がい児通所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - 6 障がい児入所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - 7 障がい児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- III 地域生活支援事業の見込量に対するの実績・・・・・・・・・・・・・・ 16
- IV 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第5章 数値目標

平成32年度の目標値の設定	18
1 福祉施設から地域生活への移行促進	18
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3 地域生活支援拠点等の整備	19
4 福祉から一般就労への移行促進	19
5 障がい児支援の提供体制の整備等	20

## 第6章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

I 障がい福祉サービス	21
1 訪問系サービス	21
2 日中活動系サービス	21
3 居住系サービス	22
4 相談支援	22
5 障がい児通所支援	23
6 障がい児入所支援	23
7 障がい児相談支援	24
8 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	24
II 地域生活支援事業	25
用語の説明	27

金ヶ崎町障がい福祉計画に関するアンケート結果	30
------------------------	----

### 「障害」の「害」の字のひらがな表記について

平成26年4月1日から、町が作成する行政文書等の「障害」の「害」の字を、人の状態を表す言葉や大会・行事等の名称について、ひらがな表記とし「障がい」としております。

# 第1章 計画の概要

## I 計画策定の背景と趣旨

本町では、障がい者の実態やニーズの把握に努め、保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障害福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的に、平成16年3月に「金ケ崎町障害者保健福祉計画」を策定しました。

平成15年度には県や市町村が福祉サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定するそれまでの「措置制度」から、障がい者自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づくサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われ、平成16年6月には、障がいのある人への差別の禁止が明記されるとともに、都道府県及び市町村の「障害者基本計画」の策定を義務付けるなどを主な内容とする「障害者基本法」の改正が実施され、また同年12月には、「発達障害者支援法」が成立しました。そして、障がい者の自立を支援するという観点から、支援費制度の障がい種別ごとのサービス格差等の状況を踏まえ、身体・知的・精神障がいといった障がいの種別に関わらず福祉サービスの提供体制を一元化し、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。近年においては、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成25年には障害者自立支援法に替わる新たな福祉制度を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

障害者総合支援法が施行されたことに伴い、福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定めた「第1期金ケ崎町障害福祉計画」を策定しました。平成24年3月には、「金ケ崎町障害者保健福祉計画」を見直し、「金ケ崎町障害者福祉計画」と共に「第3期金ケ崎町障害福祉計画」を、平成26年3月には「第4期金ケ崎町障がい福祉計画」を策定し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

今般の計画の見直しにおいては、第4期計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題を整理しつつ、これらを踏まえたサービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、上位計画である「金ケ崎町障害者福祉計画」との整合を図りながら、平成32年度を目標とした「第5期金ケ崎町障がい福祉計画」を策定するものです。また、この計画では児童福祉法の改正により障がい児福祉サービスなどの見込量を定める「第1期金ケ崎町障がい児福祉計画」を合わせて策定します。

## 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害者福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

## 児童福祉法（抜粋）

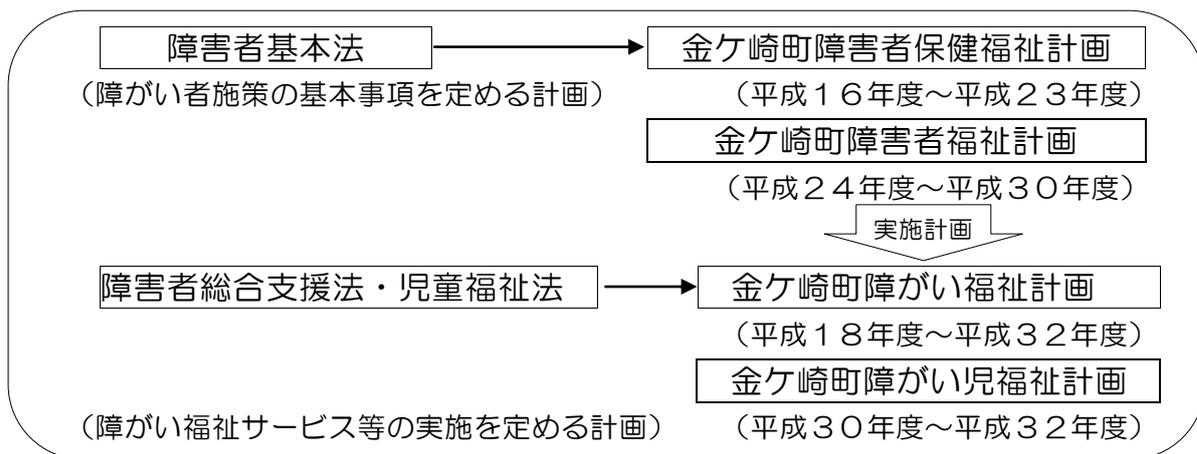
第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

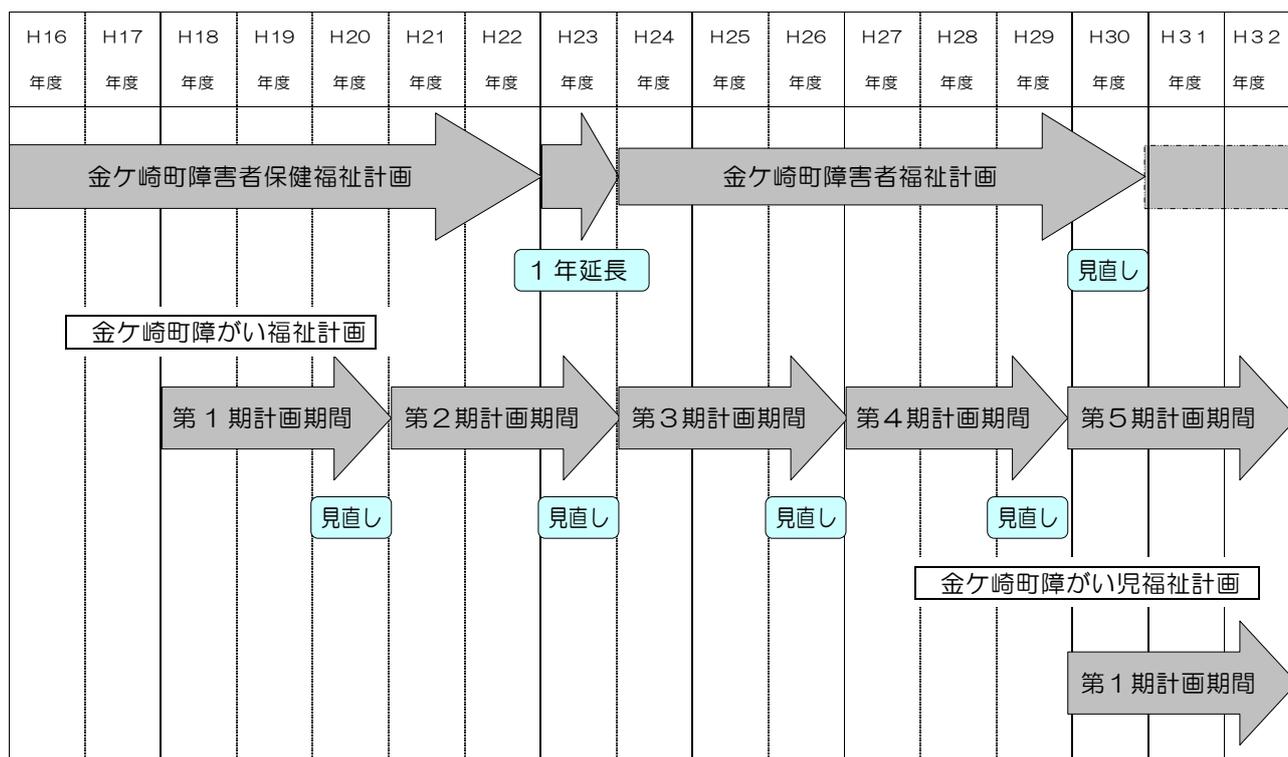
## II 計画の性格

- この計画は、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条及び児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づき、国の定める基本指針に沿って策定するものです。
- 金ケ崎町総合発展計画との整合性を確保しつつ「金ケ崎町障害者福祉計画」を上位計画として、当該計画に掲げる事項のうち、障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する具体的な実施計画と位置づけます。



## III 計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年を1期として作成することとされています。  
 第5期金ケ崎町障がい福祉計画及び第1期金ケ崎町障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間として策定します。



#### IV 基本目標

金ケ崎町障害者福祉計画及び第4期金ケ崎町障がい福祉計画に掲げた、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して「共に暮らし」、「社会に参加していく」ことのできるまちの実現を目指すことを基本目標として引き継ぎ、その推進を図ります。

##### 基本目標

「住みなれた地域で共に暮らし、  
共に社会参加するまちの実現」

##### キャッチフレーズ

「だれもが暮らしやすいまち かねがさき」

#### V 計画の策定及び推進体制について

本計画策定にあたっては、障がいのある人の生活実態や支援施策に関する意見を把握し、計画に反映させるため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者等を対象としたアンケートを実施し、障がい福祉サービスの提供体制整備及び計画的な推進を図るための参考としました。

また、これらを基に、障がい者関係団体や障がい者福祉施設の代表による金ケ崎町地域自立支援協議会を中心に、計画策定について協議・検討を行いました。

計画の推進にあたっては、保健、福祉、教育、労働をはじめとする関係機関等との密接な連携のもと、効果的な事業執行に努めるとともに、年度ごとに計画の達成状況、事業の進捗状況等について点検・把握し、評価を行うこととし、その評価にあたっては、金ケ崎町地域自立支援協議会等に情報提供を行いながら、意見を聴取し必要な対策を講じることで、計画の着実な進捗管理に努めます。

## 第2章

# 障害者総合支援法による制度改革

### I 障害者総合支援法

平成 25 年 4 月より、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以降「障害者総合支援法」と記載。）」に改正され、身体障害者手帳などの有無に関わらず、難病の方等も心身の状況に応じて障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

#### 【障害者総合支援法のポイント】

##### 1 基本理念

日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として掲げています。

##### 2 障がい者の範囲

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病患者。

##### 3 障害支援区分への名称・定義の改正

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

##### 4 障がい者に対する支援

「重度訪問介護」及び「地域移行支援」の対象者が拡大されるとともに、「共同生活介護（ケアホーム）」が「共同生活援助（グループホーム）」へ一元化されました。また、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等が「地域生活支援事業」に追加されました。さらに、平成 30 年 4 月からは「自立生活援助」及び「就労定着支援」が新設されることとなっています。

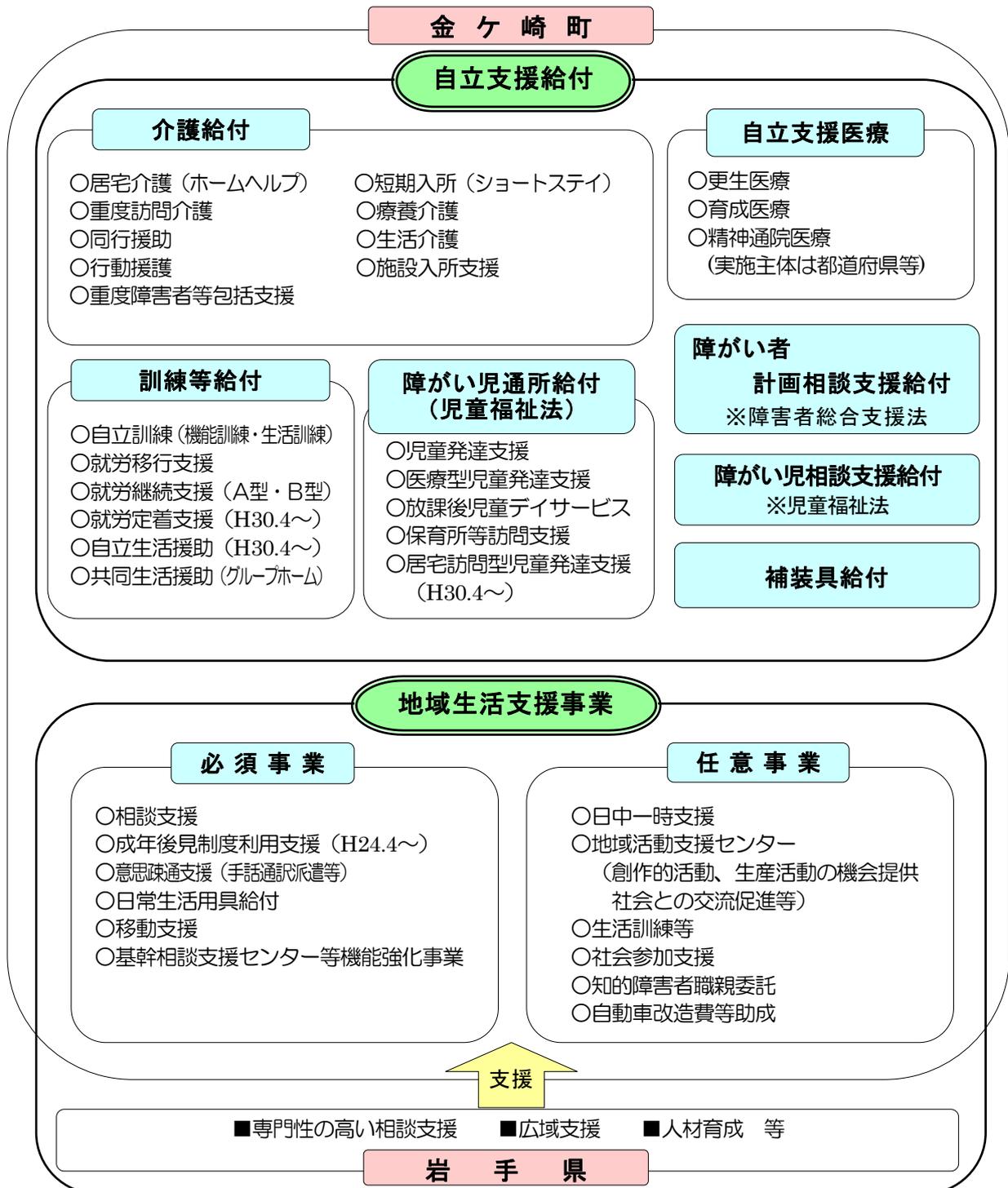
##### 5 サービスの基盤の計画的整備

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項について障害福祉計画の策定や、基本方針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直し（PDCA サイクル）等が求められました。

## II 障害者総合支援法に基づくサービス内容

### 1 総合的な自立支援給付システムの構築

障害者総合支援法に基づき提供されているサービスは、全国一律に定められた自立支援給付と、地域での生活を支えるために、地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業により構成されています。また、自立支援給付は障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付等）、自立支援医療、補装具費に分けられます。



## 第3章 障がいのある人を取り巻く状況

### I 人口の推移

本町の総人口は、近年減少傾向にあります。また、平成28年度末現在の総人口に対する65歳以上の老年人口は4,573人（28.9%）で平成20年度末現在（25.6%）と比べ3.3ポイント増加しており、高齢化が進んでいます。

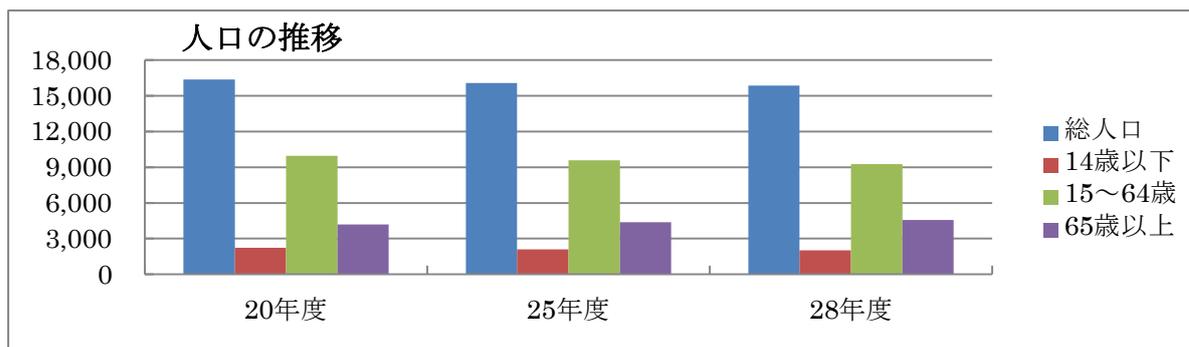
人口の推移

（単位：人）

区分	20年度	25年度	28年度
総人口	16,374	16,077	15,850
14歳以下	2,222	2,106	2,012
15～64歳	9,965	9,588	9,265
65歳以上	4,187	4,383	4,573

各年度3月31日現在

資料：住民基本台帳



### II 身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度末現在617人となっており、総人口に占める割合は3.9%となっています。

障害の種別では、「肢体不自由」が323人（52.4%）、次いで「内部障害」が163人（26.4%）、「聴覚・平衡機能障害」が77人（12.5%）の順になっています。

障害等級別では、1～2級の重度障がい者が299人（48.5%）で、総人口に占める割合は1.9%となっています。

年齢別身体障がい者数の推移

（単位：人）

区分	20年度	25年度	28年度
18歳未満	9	13	8
18歳以上	657	628	609
計	666	641	617

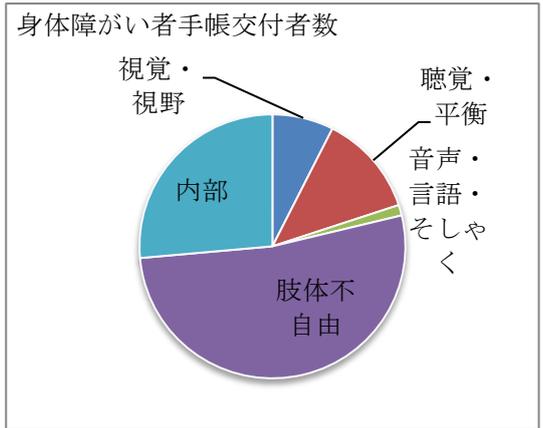
各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

障がい別身体障がい者数の推移 (単位：人)

区 分	20年度	25年度	28年度
視覚・視野	65	49	46
聴覚・平衡	91	75	77
音声・言語・そしゃく	10	7	8
肢体不自由	382	370	323
内 部	118	140	163
計	666	641	617

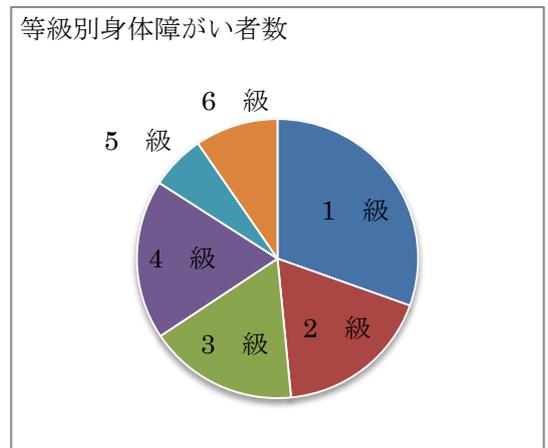
各年度3月31日現在 資料：保健福祉センター



等級別身体障がい者数の推移 (単位：人)

区 分	20年度	25年度	28年度
1 級	162	183	188
2 級	133	122	111
3 級	116	106	106
4 級	128	133	114
5 級	65	40	39
6 級	62	57	59
計	666	641	617

各年度3月31日現在 資料：保健福祉センター



年齢別・障がい別身体障がい者数の状況 (単位：人)

区 分	18歳未満	18~64歳	65歳以上	計
視覚・視野	0	7	39	46
聴覚・平衡	2	29	46	77
音声・言語・そしゃく	0	5	3	8
肢体不自由	3	86	234	323
上肢	2	24	83	109
下肢	0	48	128	176
体幹	0	13	20	33
運動(上肢・移動)	1	1	3	5
内 部	3	37	123	163
心臓	1	15	69	85
じん臓	0	11	20	31
呼吸器	1	1	11	13
ぼうこう・直腸	0	6	23	29
免疫	0	2	0	2
肝臓	1	2	0	3
計	8	164	445	617

平成29年3月31日現在 資料：保健福祉センター

### Ⅲ 知的障がい者（児）

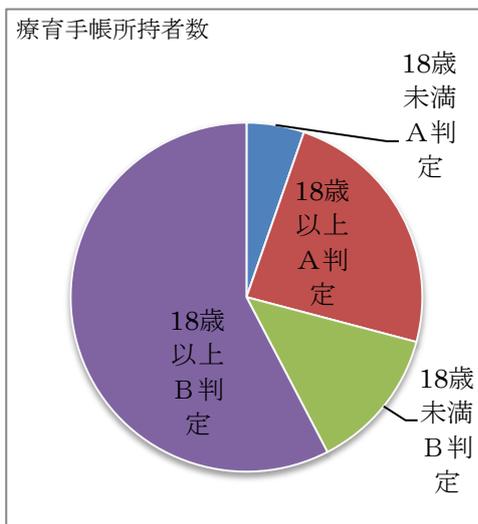
療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 28 年度末現在で 151 人となっており、総人口に占める割合は 1.0%となっています。

手帳等級については、18 歳以上の B 判定の手帳交付者が 57.6%を占めています。

療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分		20 年度	25 年度	28 年度
A 判定	18 歳未満	6	9	8
	18 歳以上	35	39	36
	計	41	48	44
B 判定	18 歳未満	13	16	20
	18 歳以上	62	80	87
	計	75	96	107
計	18 歳未満	19	25	28
	18 歳以上	97	119	123
	計	116	144	151



各年度 3 月 31 日現在

資料：保健福祉センター

### Ⅳ 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者数はここ数年横ばい傾向であり、平成 28 年度末現在 57 人で、総人口に占める割合は 0.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	20 年度	25 年度	28 年度
1 級	29	24	30
2 級	21	26	27
3 級	16	7	13
計	66	57	70

各年度 3 月 31 日現在

資料：保健福祉センター

## V 発達障がい者（児）

「発達障害者支援法」において「発達障害」とは、「自閉症※1、アスペルガー症候群※2、その他の広汎性発達障害※3、学習障害※4、注意欠陥多動性障害※5、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、千人対1人から2人程度と考えられていましたが、知的障害を伴わない高機能自閉症※6の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

しかし、発達障がい（児）者数については、成人期までを含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状です。

放課後等デイサービス利用者推移

（単位：人）

	23年度	25年度	28年度	28年度決定者の内訳		
				知的障がい	身体障がい	発達障がい
サービス支給決定人数	8	31	50	16	2	32
年間延べ人数	103	256	461	-	-	-

各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

ただし、平成23年度のサービス支給決定人数については、サービス利用実人数。

### ※1【自閉症】

自閉症は、対人関係の障害、コミュニケーションの障害、限定した常同的な興味、行動及び活動の3つの特徴を持つ障害で、3歳までに何らかの症状が見られます。

### ※2【アスペルガー症候群】

自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことです。特定分野において極めて高い能力や知識を持つことも多いと言われています。

### ※3【広汎性発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称です。

### ※4【学習障害】

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害です。

### ※5【注意欠陥多動性障害】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣合いな、注意力・衝動性・多動性の症状がみられる障害です。

### ※6【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のことです。

## VI 高次脳機能障がい

高次脳機能障がい※1とは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、「ミスが多い」「作業が長く続けられない」等の注意障がいや、「約束を忘れてしまう」「何度も同じことを繰り返し質問する」等の記憶障がい、「予定の時間に間に合わない」「言われたとおりに作業を完成させることができない」等の遂行機能障がい、「子供っぽい」「感情を爆発させる」等の社会的行動障がいなどが生じ、このため日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。

障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

県内の高次脳機能障がい者は県の推計で 2,751 人、県南地区 1,054 人となっています。(H26.9.1 県内人口をもとに算出)

### ※1【高次脳機能障がい】

頭部外傷、脳血管障がいなどの脳損傷に起因する記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどにより、日常生活または社会生活への適応に困難を有する状態のことです。

## VII 難病患者

難病※1患者数（特定医療費（指定難病）医療受給者数）は、平成 29 年 3 月 31 日現在で、金ケ崎町では 105 人、岩手県では 10,250 人です。

患者数は毎年増加しており、平成 22 年度末と比較すると岩手県では 2,297 人の増となっております。

「難病対策要綱（昭和 47 年厚生省発表）」において難病の定義がなされており、そのうち平成 26 年 5 月成立の「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）」において 330 疾患（H29.3.31 現在）が医療費の助成対象となっております。

平成 27 年 1 月より 56 疾患から 110 疾患へ、平成 27 年 7 月から 306 疾患へ、平成 29 年 4 月から 330 疾患へと対象疾病が拡大しています。

### ※1【難病】

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。厚生労働省が 1972 年に定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療法未確定であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、②経過が慢性にわたり、経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族等の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患としています。

## 第4章

## 第4期計画の実施状況

### I 数値目標に対する実績

#### 1 福祉施設から地域生活への移行

項目	数 値	考 え 方
現在の施設入所者数 (A)	25 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数
平成 29 年度末の施設入所者数 (B)	23 人	平成 29 年度末の利用人員見込
【目標値】削減見込 (A - B)	2 人 (A の 8.0%)	差引減少見込数 (国の目標 : 4.0%)
【実績】削減数	5 人 (A の 20.0%)	平成 28 年度末の施設入所者数 20 人
【目標値】地域生活移行者数	5 人 (A の 20.0%)	施設入所からグループホーム、一般住宅等に地域移行を目指す人数 (国の目標 : 12%)
【実績】地域生活移行者数	3 人 (A の 12.0%)	地域生活移行者数 (平成 27 年度～平成 28 年度)

#### 2 福祉施設から一般就労への移行促進

項目	数 値	考 え 方	
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	1 人	福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数 (国の目標 : 2 倍)	
【実績】	平成 27 年度の年間一般就労移行者数	2 人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、施設を退所し、一般就労する者の数
	平成 28 年度の年間一般就労移行者数	1 人	
	平成 29 年度の年間一般就労移行者数 (見込み)	1 人	
就労移行支援事業所の利用者数	3 人	平成 25 年度末における就労移行支援事業所の利用者数	
【目標値】 目標年度の利用者数	5 人	平成 29 年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (国の目標 : 60%以上)	
【実績】	平成 29 年度の就労移行支援事業所の利用者数 (見込み)	2 人	

### 3 地域生活支援拠点等の整備

【目標値】	平成 29 年度末の地域生活支援拠点等のか所数	1 か所
【実績】	平成 27 年度末の地域生活支援拠点等のか所数	0 か所
	平成 28 年度末の地域生活支援拠点等のか所数	0 か所

## II 障害福祉サービスの見込量に対する実績

### 1 訪問系サービス

(月あたり)

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	80	52	80	62	80	67
	人	10	10	10	11	10	12

### 2 日中活動系サービス

(月あたり)

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
生活介護	人日分	1,144	768	1,188	900	1,323	875
	人	52	44	54	54	56	53
自立訓練 (機能訓練)	人日分	22	0	22	0	22	22
	人	1	0	1	0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	31	0	31	0	31	0
	人	1	0	1	0	1	0
就労移行支援	人日分	88	22	110	22	132	22
	人	4	1	5	1	6	1
就労継続支援 (A型)	人日分	44	66	44	66	44	110
	人	2	3	2	3	2	5
就労継続支援 (B型)	人日分	880	946	990	836	1,100	924
	人	40	43	45	38	50	42

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
療養介護	人分	4	3	4	3	4	4
短期入所（福祉型）	人日分	20	26	28	35	36	28
	人	5	5	7	3	9	4
短期入所（医療型）	人日分	4	0	4	0	4	0
	人	1	0	1	0	1	0

### 3 居住系サービス

(月あたり)

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	30	22	35	26	40	28
施設入所支援	人分	25	21	24	20	23	20

※人分：「一月あたりの利用人数」

### 4 相談支援

(月あたり)

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
計画相談支援	人分	15	15	20	15	25	15
地域移行支援	人分	1	0	1	0	1	1
地域定着支援	人分	1	0	1	0	1	0

## 5 障がい児通所支援

(月あたり)

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
児童発達支援	人日分	88	31	88	44	88	22
	人	4	2	4	2	4	1
放課後等 デイサービス	人日分	770	559	814	609	858	736
	人	35	39	37	38	39	46
保育所等訪問支援	人日分	2	0	2	0	2	0
	人	1	0	1	0	1	0
医療型児童発達支 援	人日分	22	0	22	0	22	0
	人	1	0	1	0	1	0

## 6 障がい児入所支援

(月あたり)

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
福祉型児童入所支援	人	2	3	2	3	2	3
医療型児童入所支援	人	1	1	1	0	1	0

## 7 障がい児相談支援

(月あたり)

区 分	単位	27 年度		28 年度		29 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込み)
計画相談支援	人分	10	5	12	7	15	12

### Ⅲ 地域生活支援事業の見込量に対する実績

#### サービスの見込量

※ ( ) 書きは実績値、ただし29年度は見込み (年間)

区 分	単位	27年度	28年度	29年度	備 考
(1) 相談支援事業					
① 障害者相談支援事業					
基幹相談支援センター の設置	か所	0(0)	0(0)	0(0)	
② 基幹相談支援センター 等機能強化事業	か所	1(0)	1(0)	1(0)	
③ 住宅入居等支援事業	人	1(0)	1(0)	1(0)	
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	1(0)	1(1)	1(0)	
(3) 意思疎通支援事業					
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	人	40(29)	40(20)	40(30)	延べ利用人員
② 手話通訳者設置事業	人	0(0)	0(0)	0(0)	実設置者数
(4) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	1(0)	1(0)	1(0)	給付件数
② 自立生活支援用具	件	2(4)	2(0)	2(0)	給付件数
③ 在宅療養等支援用具	件	2(4)	2(8)	2(2)	給付件数
④ 情報・意思疎通支援用具	件	5(2)	5(2)	5(7)	給付件数
⑤ 排泄管理支援用具	件	75(96)	80(94)	85(90)	給付件数
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1(0)	1(1)	1(0)	給付件数
(5) 移動支援事業	人	1(1)	1(1)	1(1)	実利用人員
	時間	20(22)	20(5)	20(5)	延べ利用時間
(6) 地域活動支援センター					
① 自市町村利用分	か所	0(0)	0(0)	1(0)	設置箇所数
	人	0(0)	0(0)	10(0)	実利用人員
② 他市町村利用分	か所	4(4)	4(3)	4(3)	設置箇所数
	人	10(10)	12(11)	12(13)	実利用人員

### Ⅳ 現状と課題

#### 1 数値目標

施設入所者の地域生活への移行については、グループホーム新設に伴い、地域移行が進んだものの、グループホームから一般住宅等への地域移行が進まない状況にあります。また、障がい福祉施設の利用を希望する声がある中、グループホ

ームでは空きが少なく、希望しても利用できないなどの理由により利用が進んでいない状況が見られます。このことから、施設入所者の地域生活への移行を推進するため、必要とされる支援等の把握と分析及び関係機関のネットワーク強化が課題となります。

福祉施設から一般就労への移行促進については、就労移行支援事業所の利用者数が伸び悩んでおります。就労移行支援及び就労継続支援事業の提供事業者が町内及び近隣市町に少なく、利用者の状況や希望と合わないなどの理由により利用が進んでおらず、サービス提供事業者や研修等の受け入れ企業の確保を行うことが課題となります。

地域生活支援拠点等の整備については、緊急時の受入れ対応や相談支援機能の体制整備が必要とされておりますが、町単独での設置は多額の費用負担や対応事業所の確保が困難であることが課題となります。

## 2 障がい福祉サービス

訪問系サービスについては、サービス利用者がほぼ固定されてきている一方で、支給決定を受けてもサービスの提供体制の社会的資源の不足もあり、利用時間数が伸びない傾向にあります。在宅で過ごしたいというニーズは一定数あることから、在宅での安心安全な生活への支援体制の整備充実が課題となります。

日中活動系サービスについては、生活介護や短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）や就労移行支援の利用を希望する声がある中、現在空きがなく希望しても利用できなかったり、提供事業者が町内及び近隣市町にない、サービスの提供内容と利用者の希望のマッチングが合わないなどの理由により利用が進んでおらず、サービス提供事業者の確保が課題となります。

居住系サービスについては、概ね計画に沿って推移していますが、生活の場として、グループホーム等を希望する声も多く、将来的な需要が見込まれる中、身近な地域における居住の場の確保が課題となります。

## 3 障がい児通所支援

障がい児通所支援については、放課後等デイサービスの利用を希望する声がある中、現在空きがなく希望しても利用できないなどの理由により利用が進んでおらず、サービス提供事業者の確保が課題となります。

## 4 地域生活支援事業

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業については、概ね計画どおりに推移しています。

移動支援事業については、利用するにあたっての要件等もあり、サービス利用が進んでいないことから、サービス内容の周知、サービス提供事業者の確保等、利用を促進していくことが課題となります。

## 第5章 数値目標

### 平成32年度の目標値の設定

障がい者の自立に向け、障がい者の地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、3カ年ごとに数値目標を設定することとされており、平成32年度を目標年度として、次に掲げる事項について、目標値を設定しています。

本町では、国の定めた基本指針及び岩手県の基本的な考え方をもとに、町の実情を勘案した目標値を設定し、その達成に向けて施策等を講じていきます。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

金ケ崎町の施設入所者の数は、平成29年7月1日現在で20人です。

本計画では、施設入所者の状況等を考慮し、平成28年度末時点の施設入所者数を基準として、平成32年度末までに地域移行することによる入所者数の削減見込みを1人とします。

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数（A）	20人	平成28年度末時点の施設入所者数
平成32年度末の施設入所者数（B）	19人	平成32年度末の利用人員見込
【目標値】施設入所者の地域生活移行者数	2人 (Aの10%)	施設入所者の地域生活への移行者見込数 (国の目標：9.0%以上)
【目標値】福祉施設入所者数の削減（A－B）	1人 (Aの6%)	施設入所からグループホーム、一般住宅等に地域移行を目指す人数 (国の目標：2%以上)

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値】平成32年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場等のか所数	1か所
--------------------------------------	-----

※国の基本指針では、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

【目標値】平成32年度末の地域生活支援拠点等のか所数	1か所
----------------------------	-----

※国の基本指針では、平成32年度末までに、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

### 4 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、平成32年度末までに一般就労に移行する者に関する数値目標を2人とします

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成28年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	2人	平成32年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（国の目標：1.5倍）
就労移行支援事業所の利用者数	1人	平成28年度末における就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 目標年度の利用者数	1人	平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数（国の目標：20%以上増）
就労移行率3割以上である就労移行支援事業所	－か所	平成28年度末における、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数
【目標値】 就労移行率3割以上である就労移行支援事業所	－か所	平成32年度末における、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数（国の目標：5割以上）
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	0%	平成28年度末における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率
【目標値】 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	0%	平成32年度末における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率（国の目標：80%以上）

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

【目標値】平成32年度末の児童発達支援センターのか所数	1か所
-----------------------------	-----

※国の基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターを、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

### (2) 保育所等訪問支援体制の構築

【目標値】平成32年度末の保育所等訪問支援のか所数	1か所
---------------------------	-----

※国の基本指針では、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

### (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【目標値】平成32年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所のか所数	1か所
---	-----

【目標値】平成32年度末の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所のか所数	1か所
---	-----

※国の基本指針では、平成32年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保することとされています。

### (4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

【目標値】平成30年度末の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場のか所数	1か所
--	-----

※国の基本指針では、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを設置することとされています。

## 第6章

# 障がい福祉サービス等の見込量

## と確保のための方策

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスごとに、ニーズ調査や事業者の事業移行計画等を基に、各年度における必要とするサービスの見込量と確保のための方策について、次のとおり定めます。

【見込量算定の考え方】平成29年9月実績値を基礎として、第4期計画の実績等、実施事業所の提供体制及び利用者ニーズを勘案して推計。

### I 障がい福祉サービス

#### 1 訪問系サービス

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護 重度訪問介護	時間分	80	80	80
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	10	10	10

【見込量確保のための方策】

地域の関係機関やサービス提供事業者との連携を図るとともに、利用者への情報提供や意向把握に努め、サービス提供事業者に対してサービスの質の向上に向けた支援等を行います。

#### 2 日中活動系サービス

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日分	1,188	1,210	1,232
	人分	54	55	56
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	31	31	31
	人分	1	1	1
就労移行支援	人日分	22	22	22
	人分	1	1	1
就労継続支援（A型）	人日分	110	110	110
	人分	5	5	5
就労継続支援（B型）	人日分	990	1,056	1,100
	人分	45	48	50
就労定着支援	人分	0	1	1
療養介護	人分	4	4	4
短期入所（福祉型）	人日分	24	24	24
	人分	6	6	6
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0

### 【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに対応できるよう、県及び近隣市町と連携するとともに、利用者への情報提供や意向把握に努めます。

障がいのある人の一般就労促進に向けて就労支援に関する課題を把握し、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化するとともに、サービス提供事業者に対して利用者の動向やニーズに関する情報の提供を行い、事業参入の促進を図り、一般就労への移行が円滑に進むよう配慮したサービス提供を行います。

## 3 居住系サービス

### 【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	人分	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人分	28	30	32
施設入所支援	人分	20	20	19

### 【見込量確保のための方策】

退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行を進めるため、グループホームなど居住の場を確保するべく、事業者への働きかけを行うとともに、障がい福祉圏域において施設整備が図られるよう、地域自立支援協議会を中心に協議・調整していきます。

また、地域住民に対し、障がいの理解や認識が深まるよう情報提供や周知に努めるとともに協力を求めています。

## 4 相談支援

### 【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	人分	15	15	15
地域移行支援	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

地域自立支援協議会を中心として、障がいのある人のニーズの把握や困難ケース等への対応を検討しながら情報を共有し、意識の向上を図ります。

障がいのある人や介助者に対して、相談などの方法により障がいのある人の自立支援のための情報提供やサービス利用の調整を図ります。

施設や病院に入所又は入院している障がいのある人に対して、地域生活への移行が円滑に行われるよう支援を行います。

## 5 障がい児通所支援

### 【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	人日分	4	4	4
	人分	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	750	750	750
	人分	50	50	50
保育所等訪問支援	人日分	0	0	2
	人分	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	1
	人分	0	0	1

### 【見込量確保のための方策】

障がい児とその家族の利用ニーズを把握しサービスの周知に努めるとともに、関係機関が連携して情報を共有し、障がい児を療育する家庭の支援に努めます。

## 6 障がい児入所支援（県で設定：胆江圏域分）

### 【サービスの見込量（年当たり）】

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
福祉型児童入所支援	人	9	9	9
医療型児童入所支援	人	3	3	3

### 【見込量確保のための方策】（サービスの提供は県において行います。）

障がい児とその家族の利用ニーズを把握しサービスの周知に努めるとともに、関係機関が連携して情報を共有し、障がい児を療育する家庭の支援に努めます。

## 7 障がい児相談支援

### 【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	人分	10	10	10

### 【見込量確保のための方策】

計画相談支援同様、障がい児及びその家族のニーズにあった障がい児支援利用計画が適切に作成されるよう、相談支援事業所との連携により、必要な相談支援の提供などの支援に努めます。

## 8 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（新規）

### 【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1

※重症心身障がい児者支援に関する医療的ケアや福祉に関する知識と、関係機関との連携や重症心身障がい児者等のためのサービス等利用計画作成について具体的手法を習得し、支援が適切に行える人材を養成する

### 【見込量確保のための方策】

医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携を促進するとともに、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置するよう努めます。

## II 地域生活支援事業

### 【サービスの見込量（年当たり）】

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度	備 考
(1) 相談支援事業					
① 障害者相談支援事業					
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	
③ 住宅入居等支援事業	人	1	1	1	
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	
(3) 意思疎通支援事業					
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	40	40	40	実利用人員
② 手話通訳者設置事業	人	0	0	0	実設置見込者数
(4) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	1	1	1	給付見込件数
② 自立生活支援用具	件	2	2	2	給付見込件数
③ 在宅療養等支援用具	件	2	2	2	給付見込件数
④ 情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5	給付見込件数
⑤ 排泄管理支援用具	件	95	95	95	給付見込件数
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1	給付見込件数
(5) 移動支援事業	人	1	1	1	実利用人員
	時間	12	12	12	延べ利用時間
(6) 地域活動支援センター					
① 自市町村利用分	か所	0	0	1	設置箇所数
	人	0	0	6	実利用人員
② 他市町村利用分	か所	4	4	4	設置箇所数
	人	10	10	10	実利用人員

### 【見込量確保のための方策】

#### 1. 相談支援事業

困っている人がいつでも相談できるよう、指定特定相談支援事業者に委託し、相談支援体制の整備を図ります。

また、地域自立支援協議会及び関係機関との連携を図り課題解決に向けた検討を行うなど、障がいの特性に応じた相談支援体制の充実と質の向上を図ります。

## 2. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度について周知を図るとともに、関係機関と連携し、適切にサービス利用が行われるよう支援体制を整えます。

## 3. 意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人に対する理解を深めるとともに、意思疎通支援事業の制度の周知を図り、利用を促進します。手話通訳者等の派遣依頼があった場合には関係機関と連携し迅速に対応します。

## 4. 日常生活用具等給付事業

障がいのある人の生活状況やニーズ等を把握し、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の質の向上や介護者の負担軽減を図ります。また、相談支援事業等を通じて事業の周知を図ります。

## 5. 移動支援事業

利用を希望する者の把握に努めるとともに、個々の利用状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施できるよう、サービス提供事業所と連携しながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

## 6. 地域活動支援センター

ニーズの把握に努めるとともに、近隣自治体のサービス提供事業所及び関係機関と連携し情報の周知を図ります。

当町への新たな地域活動支援センターの設置と必要とするサービス提供事業所の確保を図ります。

# 用語の説明

## 1 障がい福祉サービスについて（P21～P23）

### （1）訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）

居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において、同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います
行動援護	知的・精神障がいにより著しく行動上の困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際に生じる危険を避けるために必要な援護、外出時の介護を行います
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人で、介護の必要性が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します

### （2）日中活動系サービス

#### （施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）

生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します
自立訓練（機能訓練）	理学療法や作業療法など、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を一定期間行います
自立訓練（生活訓練）	食事や家事など、日常生活能力を向上させるための支援、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整の支援を一定期間行います
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います
就労継続支援（A型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います
就労継続支援（B型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話をを行います
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間（夜間も含む）施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います

### (3) 居住系サービス

#### (施設などを利用し、主として夜間や休日に提供される支援サービス)

自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日の共同生活を行う住居として、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います

#### (4) 計画相談支援等 (障がい福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス)

計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います
地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います

### (5) 障がい児通所支援系サービス

#### (障がい児を対象に、施設などを利用し昼間に提供される支援するサービス)

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行います
医療型児童発達支援	児童発達支援のうち、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います

福祉型障がい児入所支援	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います
医療型障がい児入所支援	医療的なケアを必要とする児童に対する障害児入所支援及び治療を行います
障がい児相談支援	障がい児通所支援等の利用を希望する方に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います

## 2 地域生活支援事業等について（P24）

### （地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業）

相談支援事業	障がい者（児）及びその保護者、介護を行う者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供・助言を行います
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します
成年後見制度利用支援事業	知的・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人についての障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申し立てに必要な経費の全部または一部を助成します
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、その他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります
日常生活用具給付等事業	重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、必要に応じ用具を給付します
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者及び精神障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します
地域活動支援センター	地域活動支援センターを通じて、障がい者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります

# 金ケ崎町障がい福祉計画に関するアンケート結果（全体）

## 《調査の概要》

### ●目的

金ケ崎町障がい福祉計画《第5期》・金ケ崎町障がい児福祉計画《第1期》策定にあたり、障がいのある人の状態や今後の障がい福祉サービス等の利用ニーズについて把握する。

### ●調査対象者、回答者数及び回収率

(1) 18歳以上65歳未満の方で、①②に該当する方。

(平成30年4月1日現在)

対象者数：347人

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方

②通所受給者証・福祉サービスを利用している方

(2) 18歳未満の方で、①②に該当する方の保護者。

(平成30年4月1日現在)

対象者数：71人

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方

②通所受給者証・福祉サービスを利用している方

	対象者数	回答者数	回収率
18歳以上65歳未満の方	347人	162人	46.7%
18歳未満の方	71人	33人	46.5%

●調査期間 平成29年9月11日～平成29年9月29日

●調査方法 郵送にて 往返信

## 《結果の概要》

(1) 障がい者（18歳以上65歳未満の方）

①属性について

年齢……………50代が最も多く、次いで30代が多くなっている。

性別……………男性51.9%、女性45.7%となっている。

回答者……………本人による回答が54.3%で最も多く、次いで家族の回答が38.9%となっている。

②障がいについて

【身体】

等級……………1、2級の重度身体障がい者が57人で35.2%を占めている。

障害種別……………肢体不自由（下肢）が15.4%で最も多く、次いで内部障がい14.2%、肢体不自由（上肢）8.6%となっている。

【知的】

判定…………療育手帳のB判定を所持している割合が、A判定よりも多くなっている。 ※A判定（重度）、B判定（軽度）

【精神】

等級…………1級、2級とも、ほぼ同じ割合で所持している。  
※1級（重度）、2級（軽度）

【難病】

13人が難病（特定疾患）の認定を受けている。

【発達障がい】

40人が発達障がいと診断されている。

【高次脳機能障がい】

4人が高次脳機能障がいと診断されている。

③介護保険の認定について

40歳以上の方の8人が要介護認定を受けたことがあるが、95%の方が受けていない若しくはわからないと回答した。

要介護認定を受けたことがない方の内、65歳以降の障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を「考えたことがない方」が22.8%と「わからない方」が22.2%とほぼ同数となっている。

また、その理由として、「介護保険制度、サービスがわからない」が15.4%、「どこに相談すればいいかわからない」が8%挙げられている。

④地域移行について

現在…………現在約6割の人が一人もしくは家族と暮らしている一方、約15.4%の人が、福祉施設や病院で生活している。（グループホームを含めると25.3%）

地域移行…………現在、福祉施設や病院で生活している人のうち、半数以上の人が、現在のままの生活を希望している。

必要な支援…………地域で生活するために必要な支援として、地域住民等の理解のほか、経済的な負担軽減や障がい者に適した住居の確保、必要なサービスが適切に利用できることについても求められている。

⑤障害福祉サービスについて

障害支援区分…………障害支援区分の認定を受けている人は、全体の約2割となっている。

現在の利用の状況………日中活動系サービスの利用が他のサービス利用よりも多くなっている。

今後の利用の意向………訪問系サービスや居住系サービスの利用のほか、短期入所、グループホーム、施設入所支援等、ほぼ全てのサービスで、今後利用したいと希望する人が多くなっている。

⑥その他の福祉サービスについて

医療費の給付・助成が 45.7%、年金手当等の制度利用が 42.0%、交通機関の運賃割引が 29.0%、有料道路通行料金の割引が 23.5%と回答している。

⑦災害時の避難行動について

災害時に 1 人で避難できるかどうかの問いに対し、45.1%の方が避難できると回答しているが、32.1%の方が避難できないとしています。

また、近所に助けてくれる方がいるかどうかについては、40.1%の方がわからない、29.6%の方がいないと回答しています。

災害時避難行動要支援者登録については、3.1%の方が登録していると回答しているが、64.8%の方がわからないと回答している。

⑧虐待及び障がい者差別について

児童や高齢者、障がい者への虐待、家庭内暴力などが、人権侵害にあたることについては、66.7%の方が「知っている」と回答している。

これまでに差別をされたと感じたことがあるかとの問いについて、「されたことがある」と 32.7%の方が回答している。

⑨日常生活自立支援事業（権利擁護事業）、成年後見制度について

収入等の管理について、「本人が管理」が 45.1%と一番多くなっており、次いで「家族・親戚が管理」が 38.9%となっています。また、6.2%の方が「後見人・補佐人等が管理している」と回答している。

日常生活自立支援事業（権利擁護事業）については、「あまりよく知らない」が 38.9%、「全く知らない」が 34.6%となっており、成年後見制度については、「あまりよく知らない」が 37.0%、「利用していないが、制度の内容は知っている」が 29.0%と回答している。

## (2) 障がい児（18歳未満の方）

### ①属性について

- 年 齢……………6歳～12歳が最も多く75.8%となっている。
- 性 別……………男性51.5%、女性48.5%となっている。
- 所 属……………小・中学校（特別支援学級）が42.4%、次いで小・中学校（通常学級）が27.3%となっている。
- 住 所 地……………81.8%が町内となっている。

### ②障がいについて

#### 【身 体】

認 定……………身体障害者手帳を持っていると回答した方は9.1%となっている。

#### 【知 的】

判 定……………A判定を所持している割合が、B判定よりも多くなっている。  
※A判定（重度）、B判定（軽度）

#### 【精 神】

等 級……………所持している方は1級が3.0%、2級が6.1%となっている。  
※1級（重度）、2級（軽度）

#### 【障がい福祉サービスの利用】

通所受給者証……………認定を受けていると回答したかたは27.3%となっている。

福祉サービス受給者証……………認定を受けていると回答したかたは57.6%となっている。

#### 【難 病】

3人が難病（特定疾患）の認定を受けている。

#### 【発達障がい】

26人が発達障害と診断されている。

#### 【高次脳機能障がい】

高次脳機能障がいと診断されている方は0名。

#### 【障害者手帳の交付】

「小学校在学中」が最も多く24.2%、次いで「小学校入学前まで」が18.2%となっている。

### ③家庭の状況、地域での生活について

#### 【家庭環境】

お子さんが一緒に暮らしている人は、「母親」が約100%、「父親」が93.9%、「兄弟」が75.8%となっています。また、主な介護者は「母親」が57.6%、無記載が42.4%となっています。

#### 【高等学校卒業後の暮らし】

「家族と一緒に暮らしてほしい」が42.4%と最も多いが、「わからない（まだ考えたことがない）」も39.4%となっています。

地域での生活に対する支援については、「経済的な負担の軽減」が78.8%と最も多く、「相談対応等の充実」が75.8%、「地域住民等の理解」が66.7%となっています。

高等学校卒業後は、「企業などで社員として就労」が69.7%と最も多く、「福祉施設等で就労」が24.2%となっています。

また、お子さんが高等学校等を卒業した後の生活等について、「満足していない・不安がある」が75.8%となっています。

#### 【発達の不安や障がいに気付いたきっかけ、相談先】

「家族が気付いた」と「学校から指摘された」が21.2%となっています。また、障がいに気付いた時、「家族・親族」、「幼稚園・保育園・小中学校」に相談したがともに21.2%となっています。

#### 【お子さんが通っている保育園・幼稚園や学校に対し求めること】

「発達課題や障がいなどに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が75.8%、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が48.5%となっています。

#### 【下校後や土日、長期休暇中の過ごし方】

「自宅で家族と過ごす」が87.9%、「放課後等デイサービス」が51.5%となっています。

#### 【家族に対する支援】

「現在必要である」が36.4%、「今後必要になる」が27.3%となっており、必要とする支援については、「発達課題や障がい、福祉サービスなどの支援についての情報提供」が39.4%、「家計に対する支援」が27.3%となっている。

④障がい福祉サービスについて

現在の利用の状況……………放課後等デイサービスの利用が他のサービス利用よりも多くなっている。

今後の利用の意向……………放課後等デイサービスを継続して利用したいという意向とともに、就労移行支援や就労定着支援、自立訓練の利用のほか、短期入所、グループホーム、施設入所支援等、ほぼ全てのサービスで、今後利用したいと希望する人が多くなっている。

⑤その他の福祉サービスについて

医療費の給付・助成が 39.4%、有料道路通行料金の割引が 15.2%と回答しているが、利用していないが 45.5%となっている。

⑥災害時の避難行動について

災害時に 1 人で避難できるかどうかの問いに対し、45.5%の方が避難できないと回答しています。

また、近所に助けてくれる方がいるかどうかについては、48.5%の方がいない、33.3%の方がわからないと回答しています。

災害時避難行動要支援者登録については、6.1%の方が登録していると回答しているが、93.9%の方がわからないと回答しています。

⑦虐待及び障がい者差別について

児童や高齢者、障がい者への虐待、家庭内暴力などが、人権侵害にあたることについては、78.8%の方が「知っている」と回答しています。

これまでに差別をされたと感じたことがあるかとの問いについて、「されたことはない」と「わからない」が 42.4%となっています。

⑧日常生活自立支援事業（権利擁護事業）、成年後見制度について

将来の収入等の管理について、「家族・親戚が管理」が 57.6%と一番多くなっています。また、6.2%の方が「後見人・補佐人等が管理している」と回答しています。

日常生活自立支援事業（権利擁護事業）については、「全く知らない」が 54.5%、「あまりよく知らない」が 36.4%となっており、成年後見制度については、「あまりよく知らない」「全く知らない」と 39.4%が回答しています。

## 金ケ崎町障がい福祉計画に関するアンケート結果

(18歳以上65歳未満)

対象者 347 名

回答者 162 名

回答率 46.7%

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

1	本人	88 人	54.3%
2	本人の家族	63 人	38.9%
3	家族以外の介護者	7 人	4.3%
4	無回答	4 人	2.5%

問2 性別

1	男	84 人	51.9%
2	女	74 人	45.7%
3	無回答	4 人	2.5%

問3 年齢

1	10代	4 人	2.5%
2	20代	24 人	14.8%
3	30代	34 人	21.0%
4	40代	28 人	17.3%
5	50代	42 人	25.9%
6	60代	28 人	17.3%
7	無回答	2 人	1.2%

問4 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

1	1級	33 人	20.4%
2	2級	24 人	14.8%
3	3級	9 人	5.6%
4	4級	8 人	4.9%
5	5級	11 人	6.8%
6	6級	4 人	2.5%
7	持っていない	52 人	32.1%
8	無回答	21 人	13.0%

(再掲)

1～6級	89 人	54.9%
------	------	-------

問5 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。

1	視覚障がい	3人	1.9%
2	聴覚障がい	8人	4.9%
3	音声・言語・そしゃく機能障がい	3人	1.9%
4	肢体不自由（上肢）	14人	8.6%
5	肢体不自由（下肢）	25人	15.4%
6	肢体不自由（体幹）	5人	3.1%
7	内部障がい（1～6以外）	23人	14.2%
8	無回答	81人	50.0%

問6 あなたは療育手帳をお持ちですか。

1	A判定	30人	18.5%
2	B判定	42人	25.9%
3	持っていない	71人	43.8%
4	無回答	19人	11.7%

問7 あなたは精神障害者福祉手帳をお持ちですか。

1	1級	11人	6.8%
2	2級	12人	7.4%
3	3級	3人	1.9%
4	持っていない	98人	60.5%
5	無回答	38人	23.5%

問8 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

※難病（特定疾患）とは、間接リュウマチやギラン・バレ症候群などの治療法が確立していない病気その他の特殊の疾病をいいます。

1	受けている	13人	8.0%
2	受けていない	132人	81.5%
3	無回答	17人	10.5%

問9 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1	ある	40人	24.7%
2	ない	110人	67.9%
3	無回答	12人	7.4%

問10 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。

※高次脳機能障がいは、一般的に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症などとして生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1	ある	4人	2.5%
2	ない	142人	87.7%
3	無回答	16人	9.9%

問11 40歳以上の方にお聞きします。あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。受けたことがありますか。

1	受けている、受けたことがある	8人	4.9%
2	受けていない	78人	48.1%
3	わからない	12人	7.4%
4	無回答	64人	39.5%

問12 前問で現在、要介護認定を「2. 受けていない」「3. わからない」と回答された方にお聞きします。65歳以降の、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を考えたことがありますか。

1	考えている	15人	9.3%
2	考えたことがない	37人	22.8%
3	わからない	36人	22.2%
4	無回答	74人	45.7%

問13 問12で「2. 考えたことがない」「3. わからない」と答えた方にお聞きします。その理由はなんですか。

1	介護保険サービスでは希望する支援がない（利用している障がい福祉サービスと同じ介護保険のサービスがない）	4人	2.5%
2	介護保険サービスの利用料の負担が大きく支払いが難しい	7人	4.3%
3	利用可能な介護保険サービスに係る施設等が身近にない、空きがない	1人	0.6%
4	障がい福祉サービスと併用ができることを知らなかった	5人	3.1%
5	介護保険サービスに移行しなければならないことを知らなかった	3人	1.9%
6	どこに相談すればいいかわからない	13人	8.0%
7	介護保険制度、サービスがわからない	25人	15.4%
8	その他	15人	9.3%

【その他の意見】(原文のまま掲載しています。)

- ・現状では不要であるため、・まだ必要ないと思っている、・障害福祉サービスの施設入所支援利用中
- ・今はまだ介護を受ける時期ではないと思うから、・実感がない、・自力で治す
- ・今は自分のことが出来るので考えたことがない、・必要にせまられていないから、・考えたくない
- ・分からない、・自分の事は自分でできるのでまだ考えていない
- ・依頼したくないと思う、・介護を必要としていない為、・今は必要ないが、この先不安あるので

問14 あなたは現在どのように暮らしていますか。

1	一人で暮らしている	13人	8.0%
2	家族と暮らしている	98人	60.5%
3	グループホームで暮らしている	16人	9.9%
4	福祉施設で暮らしている	23人	14.2%
5	病院に入院している	2人	1.2%
6	その他	2人	1.2%
7	無回答	8人	4.9%

問15 あなたは将来、地域で生活したいと思えますか。(問14で4、又は5を選択した場合に回答)

1	今のまま生活したい	11人	6.8%
2	グループホームなど利用したい	2人	1.2%
3	家族と一緒に生活したい	6人	3.7%
4	一般の住宅で独り暮らししたい	0人	0.0%
5	その他	1人	0.6%
6	無回答	5人	3.1%

問16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思えますか。(問14で4、又は5を選択した場合、複数回答)

1	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	3人	1.9%
2	障がい者に適した住居の確保	9人	5.6%
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	9人	5.6%
4	生活訓練等の充実	6人	3.7%
5	経済的な負担の軽減	10人	6.2%
6	相談対応等の充実	8人	4.9%
7	地域住民等の理解	12人	7.4%
8	その他	3人	1.9%
9	無回答	1人	0.6%

【その他の意見】(原文のまま掲載しています。)

- ・24時間の支援が受けられる環境
- ・福祉施設(障がい者用)入所ができる所
- ・生活介助の充実

問 1 7 あなたは福祉サービス受給者証の交付を受けていますか。

1	区分 1	3 人	1.9%
2	区分 2	6 人	3.7%
3	区分 3	6 人	3.7%
4	区分 4	7 人	4.3%
5	区分 5	8 人	4.9%
6	区分 6	8 人	4.9%
7	受けていない	52 人	32.1%
8	わからない	49 人	30.2%
9	無回答	23 人	14.2%

問 1 8 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

		現在 (人)		今後 (人)	
		①利用 している	②利用 していない	①利用 したい	②利用 しない
1	居宅介護 (ホームヘルプ)	4	156	19	142
2	重度訪問介護	2	159	14	146
3	同行援護	3	158	12	149
4	行動援護	10	151	33	128
5	重度障害者等包括支援	3	158	18	143
6	生活介護	32	129	44	117
7	自立訓練	20	141	42	119
8	就労移行支援	13	148	30	131
9	就労継続支援 (A 型・B 型)	30	131	38	122
10	就労定着支援			24	137
11	療養介護	4	157	16	145
12	短期入所 (ショートステイ)	7	154	25	136
13	自立生活援助			16	145
14	共同生活援助 (グループホーム)	15	146	30	131
15	施設入所支援	20	139	31	130
16	相談支援	35	125	71	90
合計		198	2,052	463	2,111

問19 あなたは、次の福祉サービスを利用していますか。(あてはまるものすべてに○)

1	NHK放送受信料免除	25人	15.4%
2	携帯電話基本使用料等の割引	29人	17.9%
3	補装具の交付修理(車椅子・補聴器等)	10人	6.2%
4	日常生活用具の給付貸与(オムツ・蓄便袋等)	3人	1.9%
5	年金手当等の制度利用	68人	42.0%
6	医療費の給付・助成	74人	45.7%
7	交通機関の運賃割引	47人	29.0%
8	福祉タクシー券(重度障がい者)	2人	1.2%
9	有料道路通行料金の割引	38人	23.5%
10	自動車改造費の助成(肢体不自由の方)	3人	1.9%
11	ひとにやさしい駐車場利用証の交付	16人	9.9%
12	住宅改修費の給付	5人	3.1%
13	手話通訳者、要約筆記者の派遣	4人	2.5%
14	利用していない	24人	14.8%
15	その他	0人	0.0%

問20 災害時に、あなたは一人で避難できますか。

1	できる	73人	45.1%
2	できない	52人	32.1%
3	わからない	30人	18.5%
4	無回答	7人	4.3%

問21 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所であなただけを助けてくれる人はいますか。

1	いる	39人	24.1%
2	いない	48人	29.6%
3	わからない	65人	40.1%
4	無回答	10人	6.2%

問22 災害時要援護者登録を知っていますか。登録していますか。

1	知っている、登録している	5人	3.1%
2	知っている、必要だが登録はしていない	21人	13.0%
3	知っている、不要なので登録はしていない	20人	12.3%
4	わからない	105人	64.8%
5	無回答	11人	6.8%

問23 児童や高齢者、障がい者への虐待、家庭内暴力などが、人権侵害にあたることをご存知でしたか。

1	知っている	108人	66.7%
2	知らなかった	41人	25.3%
3	無回答	13人	8.0%

問24 あなたはこれまでに差別をされたと感じたことはありますか。

1	されたことがある	53人	32.7%
2	されたことはない	42人	25.9%
3	わからない	61人	37.7%
4	無回答	6人	3.7%

問25 現在、あなたの収入や年金、手当等をどなたが管理していますか。今後どなたが管理するか考えていますか。

1	本人が管理	73人	45.1%
2	家族・親戚が管理	63人	38.9%
3	家族・親戚以外の知人等が管理	3人	1.9%
4	後見人・補佐人等が管理	10人	6.2%
5	特にいない	1人	0.6%
6	わからない、考えたことがない	4人	2.5%
7	無回答	8人	4.9%

問26 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）、成年後見制度について、知っていますか。

		日常生活自立支援事業		成年後見制度	
1	利用している（いた）ので、内容も知っている	14人	8.6%	9人	5.6%
2	利用していないが、制度の内容は知っている	19人	11.7%	47人	29.0%
3	あまりよく知らない	63人	38.9%	60人	37.0%
4	全く知らない	56人	34.6%	37人	22.8%
5	無回答	10人	6.2%	9人	5.6%

【ご意見等】（原文のまま掲載しています。）

・介護サービスを受けるためには、まず介護認定を受ける必要がありますが、申請してから実際に認定が出るまでにかかなりの時間を要するようです。（順番待ち）介護サービスを受けたいから申請するのだから、できるだけ早期に認定が行われるよう頑張っ  
て欲しいと思います。

・障がい者の団体が自分達の活動のため新規会員の獲得を行う手段として行政に対して障がい者の名簿の開示を求め、個人情報保護法を理由に開示を拒否する行政を批判している  
ようです。団体に入りたくないと思う人には行政からの名簿を元に勧誘されるのは迷惑な  
ことです。従来通り、開示は拒否し、団体独自の広報活動による勧誘を推奨してくださ  
い。

・特別障害と言う括りにあり、障害者手帳も1級ですが重度の医療費受給が受けられ  
ませんでした。以前住んでいた行政では年収ではなく、障害の度合いでの判断で受給  
対象になっていました。見た目だけではなく、障害にも様々あり、完治困難な事由で  
障害があると言う事。職員のみならず行政そのものが、障害について理解・把握され  
ているのでしょうか。受給が受けられない為、必要である病院に行けず、入院なども  
敬遠してしまいます。転出も考えています。転入条件として「健康な人」と入れたら  
どうですか？

・障害福祉サービスについてあまりよく知りませんがこれからもよろしく願いま  
す。本当にご苦労さまです。

・金ケ崎町は他の地域より福祉向上に力を入れていると聞いております。弱者が安心  
して暮らせる町は、きっと住民1人1人が住みよい町と考えます。これからもよろし  
くお願い致します。

・設問がむずかし過ぎる。この種のアンケートは直接本人と面接して行うべきと思  
います。

・北上市の様にガン治療の際のカツラとか乳がんのアンマの何割かを助けてほしい。

・生まれた時、障害になった時、町に転入した時等にこのパンフレットの内容が家族  
に配布され、知り得ていたら生活も前向きに明るく障害者にとってもここち良いと思  
います。10年間障害者と暮らしてきましたが、手さぐりの状態でした。ぽつりぽつ  
りと事業に出会いお世話になっています。が、ほとんどが病院や知人、迷惑をかけた  
方々より知らされました。（現在は北上社協より相談を受けてます）

（問20）・災害時に1人で避難できるけど、避難場所が分からなくて不安がある。  
・金ケ崎町の中に民生委員会があるのか分からない。

・金ケ崎町の中に身体障害者の福祉会をやっているのか分からない。

・障害者の全てに国民健康保険税を無料にしてください。もし、働いていたとしても  
生活が厳しくなります。

・問19の8に福祉タクシー券とありましたが、全く知りませんでした。いつかの機  
会にでも詳細を記載していただきたいと思います。

・町内にいる障がい者の交流の場を設けていただくと生活に”はりあい”が出来ると  
思う。（”Dayケア”みたいな場、もしくは”友とびあ”みたいな場所）

<p>・個人情報については回答していません。信頼していた人に情報を流されたことがあり、とてもこわいので（ゴミ袋まで中身を探され自宅に来られたこともあり）地域の方々（高齢の方々）こわいです。</p>
<p>・目にみえて分かるような障害をもっている人に対しての支援などはある程度充実していると思うのですが、内部障害（薬で発作をおさえている状態など）の人に対しての偏見や差別がとてもひどい。</p>
<p>施設で管理してもらって居ります</p>
<p>・障害手帳を持っていると、いろいろな施設の入場料が割引になったり無料になったりするが、森山スポーツ施設はなぜこの障害者割引が無いのか、何ですか？</p>
<p>・手帳をいただいてから二年になりますがいまだにどんな介護をしていただきサービスを受けられるのかぜんぜんわかりません。耳はほとんど聞えず、足も不自由なので相談にも行けません。いつも鍵をかけて一人でいます。少しでも体も心も和らげるように御協力をおねがいします。そして力を貸して下さい。</p>
<p>・森山スポーツセンターの使用に関して。障害者の割引制度の新設を要望したいと思います。他（ふれあいランド）では手帳を持つ者は免除されるそうです。</p>
<p>・いつもありがとうございます。要望です。1. 三障害を公平な扱いにして頂きたい（公共交通機関の割引、有料道路の値引き、各種税金の減免、各制度の同扱い）。2. 障害者優先調達推進法や障害者関連法に顧みられた公平公正な調達及び業務発注。3. 障害者への民法の一部適用制限（婚姻、離婚の強制的制限、嫡出子）。4. プロになってください。5. 1～4項を実現する為に拙者は何を行えばいいのでしょうか？お教えくださいませ。</p>
<p>・補装具の交付・修理について、もっと理解をして頂きたい。それぞれの人がいますので。</p>
<p>・今後、生活していくうえで必要な情報等は連絡していただけますか？</p>
<p>・医療費、助成制度について各医療証の利用、手続き方法について、口頭による説明だけでなくA4サイズでH p受診から役場窓口への申請、口座振込までのチャート図を作って役場窓口で配布していただきたい。交付時の説明のみでは忘れやすいし質問しづらい。 ・生活保護も含めて個別の相談を受ける場合、個室のようにプライバシーが守れる環境を整えてほしい。窓口後ろの役場職員、隣の窓口の町民に聞かれているようで話しづらい。 ・医療証の更新について、1ヵ月前に文書か電話で知らせてほしい。住民課、国保担当者にもお願いしたい。何の連絡もないまま更新日時が過ぎて問合せをしないと1ヵ月くらい遅れることがある。きちんと遅れるならその旨と理由を連絡してほしい。</p>
<p>・どなたも健康であることを当然と考えて生活していると思います。私の場合、脳卒中の後遺症が障害となり、年金支給、介護等を受けることを知りました。不測の事態の時に、どのようなサービスが受けられるのか、また、それらは日頃、皆さんの給料のどこから負担されているのかを公報表紙等を使って明示してもらえると、健常時から認識できて良いのでは、と思います。（今さら社会科の勉強になりますが）健康は尊いものです。</p>

・親が元気なうちはよいが、親がなくなった後の事が心配です。

・親が年をとり、子どもの面倒をみられなくなってきたときのことをとても不安に思っています。今から準備をと思いながら日が過ぎてしまっている状況です。

・福祉の職員には日頃より大変ありがたく感謝している毎日です。施設に入所していて、毎週金曜日の午後から日曜日の午後まで家で過ごし、あちこちで歩いて楽しんで施設に帰って行く息子を介護している74歳の母です。高齢化に伴って進んで行くのが心さみしく感じる此の頃になってきましたが、これからも皆様のご支援を頂きながら日々過ごして行くつもりです。よろしくお願ひ申し上げます。

・精神障害の厚生労働省年金もらうのが2級なのでお金もないし働いていないので2級から1級にしてもらいたい。

## 金ヶ崎町障がい福祉計画に関するアンケート結果

(18歳未満) ※回答は保護者等

対象者 71 名

回答者 33 名

回答率 46.5%

### 問1 年齢

1	6歳未満	2人	6.1%
2	6歳～12歳未満	25人	75.8%
3	13歳～15歳未満	5人	15.2%
4	15歳～18歳	0人	0.0%
5	無回答	1人	3.0%

### 問2 性別

1	男	17人	51.5%
2	女	16人	48.5%

### 問3 所属

1	幼稚園	2人	6.1%
2	保育園	0人	0.0%
3	小・中学校（通常学級）	9人	27.3%
4	小・中学校（特別支援学級）	14人	42.4%
5	高等学校	0人	0.0%
6	特別支援学校	6人	18.2%
7	入所施設	0人	0.0%
8	就労している	0人	0.0%
9	どこにも所属していない	1人	3.0%
10	その他	1人	3.0%

### 問4 住所地

1	町内	27人	81.8%
2	町外	4人	12.1%
3	無回答	2人	6.1%

問5 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

1	持っている	3人	9.1%
2	持っていない	30人	90.9%

問6 あなたは療育手帳をお持ちですか。

1	A判定	5人	15.2%
2	B判定	3人	9.1%
3	持っていない	23人	69.7%
4	無回答	2人	6.1%

問7 あなたは精神障害者福祉手帳をお持ちですか。

1	1級	1人	3.0%
2	2級	2人	6.1%
3	3級	0人	0.0%
4	持っていない	28人	84.8%
5	無回答	2人	6.1%

問8 あなたは通所受給者証の交付を受けていますか。

1	受けている	9人	27.3%
2	利用無し	24人	72.7%

問9 あなたは福祉サービス受給者証の交付を受けていますか。

1	受けている	19人	57.6%
2	利用無し	14人	42.4%

問10 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

※難病（特定疾患）とは、間接リュウマチやギラン・バレ症候群などの治療法が確立していない病気その他の特殊の疾病をいいます。

1	受けている	3人	9.1%
2	受けていない	29人	87.9%
3	無回答	1人	3.0%

問11 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1	ある	26人	78.8%
2	ない	6人	18.2%
3	無回答	1人	3.0%

問12 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。

※高次脳機能障がいは、一般的に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症などとして生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1	ある	0人	0.0%
2	ない	33人	100.0%

問13 障害者手帳をお持ちのお子さんは、障害者手帳を初めて交付されたのはいつですか。

1	生まれた時	1人	3.0%
2	生まれてから小学校入学前まで	6人	18.2%
3	小学校入学後から小学校卒業まで	8人	24.2%
4	中学校入学後以降	0人	0.0%
5	その他	18人	54.5%

問14 お子さんはどなたと一緒に暮らしていますか。

		同居の状況		主な介護者	
1	父親が同居	31人	93.9%	0人	0.0%
2	母親が同居	33人	100.0%	19人	57.6%
3	兄弟が同居	25人	75.8%	0人	0.0%
4	祖父母が同居	15人	45.5%	0人	0.0%
5	親族が同居	4人	12.1%	0人	0.0%
6	グループホーム・福祉施設に入所	1人	3.0%	0人	0.0%
7	病院	0人	0.0%	0人	0.0%
8	記載無し	0人	0.0%	14人	42.4%

問15 高等学校等を卒業した後、どのように暮らしてほしいですか。

1	家族と一緒に暮らしてほしい	14人	42.4%
2	一般の住宅で一人で暮らしてほしい	3人	9.1%
3	グループホームなどで暮らしてほしい	2人	6.1%
4	福祉施設（障害者支援施設・高齢者支援施設等）で暮らしてほしい	0人	0.0%
5	その他	1人	3.0%
6	わからない（まだ考えたことがない）	13人	39.4%

問16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
(複数回答)

1	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	3人	9.1%
2	障がい者に適した住居の確保	12人	36.4%
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	8人	24.2%
4	生活訓練等の充実	18人	54.5%
5	経済的な負担の軽減	26人	78.8%
6	相談対応等の充実	25人	75.8%
7	地域住民等の理解	22人	66.7%
8	その他	0人	0.0%

問17 お子さんが高等学校等を卒業した後、どのように過ごしてほしいですか。  
(2つまで選択)

1	企業などで社員として就労	23人	69.7%
2	在宅勤務	1人	3.0%
3	個人事業主	1人	3.0%
4	家業(自営業)の手伝い	2人	6.1%
5	施設等に入所	0人	0.0%
6	家庭や地域で過ごす	0人	0.0%
7	福祉施設等で就労(就労継続支援A型・B型等)	8人	24.2%
8	福祉施設等で介護や訓練を受ける、作業・余暇活動をする	5人	15.2%
9	その他	0人	0.0%
10	わからない(まだ考えたことがない)	3人	9.1%

問18 お子さんが高等学校等を卒業したあとの生活等についてどのように感じていますか。

1	満足している・不安はない	4人	12.1%
2	満足していない・不安がある	25人	75.8%
3	無回答	4人	12.1%

【高等学校等を卒業した後の生活等についてのその他の意見】  
(原文のまま掲載しています。)

- ・一般か障害域での就職で迷っている。(賃金や福利厚生之差など)・本人の夢に対して、障害があることによる不安。(希望の職等につくことが現実厳しいこと)・一人暮らしができるか不安。・障害域就労の場合、別に障害者手当はもらえるのか? など。
- ・今の病気が完治するか分からないので。

- ・家族が一緒だと自分でできる事もしないため、1人でも生活できるようになってもらいたいが、そのような指導や環境がない。盛岡や一関にある支援高等学校が、通える距離ではないので、近場であれば良い。
- ・学校で学んできた生活を維持できていない。運動不足。
- ・グループホームなどがどこにどの位あるのか全くわからない。
- ・車の免許がとれないと思うので、会社までの交通手段や病院、買い物など1人で自立して生活できるようにサポートのサービスがほしい。
- ・障害者域で働く場合、賃金の低さで不安。一般域での場合、企業側の体制、本人の適応力等、不安な要素がたくさんある。いわゆるIQは高いが、コミュニケーションが低い子供達の働ける場所が増えることを希望している。
- ・将来どういう方向に向かうのかが不安。
- ・卒業したあときちんと働ける所があるのか、どんな仕事ができるのか不安です。
- ・対人関係が苦手なのでクレヨンさんを利用しているのですが、今もまだ話せる人が少ないので、どのような仕事先があるのか、困っています。
- ・どの位一般の人と交わり、仕事、生活ができていくのか不安。
- ・まだ、わからない。

問19 発達の不安や障がいに気付いた「きっかけ」は何ですか。

1	家族が気付いた	7人	21.2%
2	定期健診（乳幼児健康診査等）	2人	6.1%
3	病院等で医師から指摘された	3人	9.1%
4	就学時健康診断の際に指摘された	1人	3.0%
5	保育園・幼稚園等から指摘された	6人	18.2%
6	学校から指摘された	7人	21.2%
7	その他	5人	15.2%
8	無回答	2人	6.1%

問20 お子さんの発達の不安や障がいに気付いたとき、誰に（どこに）相談しましたか。

1	家族・親族	7人	21.2%
2	知人	0人	0.0%
3	幼稚園・保育園・小中学校	7人	21.2%
4	市町村	3人	9.1%
5	保健所	5人	15.2%
6	特別支援学校	1人	3.0%
7	児童相談所	0人	0.0%
8	病院	8人	24.2%
9	その他	0人	0.0%
10	無回答	2人	6.1%

問2 1 お子さんが通っている（通っていた、これから通う）保育園・幼稚園や学校について、お子さんが園や学校に通う上で、あなたが求めることを教えてください。（○は2つまで）

1	送迎など、通園・通学のサポート	6人	18.2%
2	学習支援や介助など、園・学校生活のサポート	16人	48.5%
3	投薬や喀痰吸引など、医療的なケア	1人	3.0%
4	福祉サービス事業所など、外部の支援機関との連携	7人	21.2%
5	発達課題や障がいなどに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮	25人	75.8%
6	発達課題や障がいなどに合わせた環境の整備	7人	21.2%
7	その他	0人	0.0%

問2 2 お子さんは、下校後や土日、長期休暇中、どのように過ごされていますか。（○は2つまで）

1	1人で過ごす	1人	3.0%
2	自宅で家族と過ごす	29人	87.9%
3	親族宅で過ごす	0人	0.0%
4	友人と遊ぶ	3人	9.1%
5	習い事やスポーツ	6人	18.2%
6	クラブ活動・部活動（学校内）	0人	0.0%
7	学童保育所	1人	3.0%
8	放課後等デイサービス	17人	51.5%
9	その他	0人	0.0%

問2 3 あなたを含むご家族への支援は必要ですか。

1	現在必要である	12人	36.4%
2	今後必要になる	9人	27.3%
3	必要ない	2人	6.1%
4	わからない	10人	30.3%

問24 問23で「ア. 現在必要である」または「イ. 今後必要になる」と回答した方のみにお聞きします。どのような支援が必要ですか。(〇は2つまで)

1	レスパイトケア	7人	21.2%
2	カウンセリングなど、家族への心理的サポート	5人	15.2%
3	お子さんの通院・通所時における、兄弟姉妹の託児	3人	9.1%
4	発達課題や障がい、福祉サービスなどの支援についての情報提供	13人	39.4%
5	家計に対する支援	9人	27.3%
6	その他	0人	0.0%

【支援についての意見】

- ・長期休み、子供(自閉症です)一緒にいると体、心がめいる時もあり、苦しい時もあります。
- ・子供の送迎や行事参加があるので、社員としては働けない。
- ・実際に親子でどのような対応をしたら良いかの指導がない。祝日、日曜、お盆、子供を預ける所がない。
- ・中高、就職に向けて先を考えながら生活。今からできることをしていきたいので情報がほしい。
- ・来年の就学について、さまざま相談中だが、どこに進学しても送迎が必要なので、帰りなど利用したい。情報をもらうにも、こちらから相談しなければいけないので、定期的に相談できる機会がほしい。
- ・親の高齢化、親亡き後どのような福祉サービスが受けられるのか、子供の年齢が低いうちから、勉強会等を催してほしい。
- ・放課後等デイサービスの職員について。発達障害児に対する指導や言動など、ふさわしくない場合があります。それぞれの(個人の)特徴に見合った指導・言動をしてほしい。
- ・発達障害等の対応の仕方等のセミナーなどがあれば知りたい。

※レスパイトケア：デイサービスやショートステイ等在宅での介護を一時的に代替し、介護の負担軽減・休養を図るサービス

問25 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

		現在（人）		今後（人）	
		①利用 している	②利用 していない	①利用 したい	②利用 しない
1	居宅介護（ホームヘルプ）	0	33	2	31
2	重度訪問介護	0	33	0	33
3	同行援護	0	33	1	32
4	行動援護	2	31	8	25
5	重度障害者等包括支援	0	33	1	32
6	生活介護	0	33	2	31
7	自立訓練	1	32	15	18
8	就労移行支援	0	33	18	15
9	就労継続支援（A型・B型	1	32	15	18
10	就労定着支援			16	17
11	療養介護	0	33	0	33
12	短期入所（ショートステイ）	0	33	5	28
13	自立生活援助			14	19
14	共同生活援助（グループホーム）	0	33	9	24
15	施設入所支援	0	33	5	28
16	相談支援	11	22	19	14
17	児童発達支援	6	27	17	16
18	放課後等デイサービス	24	9	23	10
19	保育所等訪問支援	3	30	4	29
20	医療型児童発達支援	3	30	7	26
21	福祉型児童入所支援	2	31	7	26
22	医療型児童入所支援	0	33	3	30
合計		53	673	191	535

問 2 6 あなたは、次の福祉サービスを利用していますか。(あてはまるものすべてに○)

1	N H K放送受信料免除	0 人	0.0%
2	携帯電話基本使用料等の割引	1 人	3.0%
3	補装具の交付修理（車椅子・補聴器等）	0 人	0.0%
4	日常生活用具の給付貸与（オムツ・蓄便袋等）	0 人	0.0%
5	年金手当等の制度利用	1 人	3.0%
6	医療費の給付・助成	13 人	39.4%
7	交通機関の運賃割引	4 人	12.1%
8	福祉タクシー券（重度障がい者）	0 人	0.0%
9	有料道路通行料金の割引	5 人	15.2%
10	自動車改造費の助成（肢体不自由の方）	0 人	0.0%
11	ひとにやさしい駐車場利用証の交付	2 人	6.1%
12	住宅改修費の給付	0 人	0.0%
13	手話通訳者、要約筆記者の派遣	0 人	0.0%
14	利用していない	15 人	45.5%
15	その他	1 人	3.0%

【その他の意見】

自分の子供がどれだけの福祉サービス可能かわからないので利用していない。

問 2 7 災害時に、お子さんは一人で避難できますか。

1	できる	6 人	18.2%
2	できない	15 人	45.5%
3	わからない	12 人	36.4%

問 2 8 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所でお子さんを助けてくれる人はいますか。

1	いる	6 人	18.2%
2	いない	16 人	48.5%
3	わからない	11 人	33.3%

問 2 9 災害時要援護者登録を知っていますか。登録していますか。

1	知っている、登録している	2 人	6.1%
2	知っている、必要だが登録はしていない	0 人	0.0%
3	知っている、不要なので登録はしていない	0 人	0.0%
4	わからない	31 人	93.9%

問30 児童や高齢者、障がい者への虐待、家庭内暴力などが、人権侵害にあたることをご存知でしたか。

1	知っている	26人	78.8%
2	知らなかった	7人	21.2%

問31 あなたはこれまでに差別をされたと感じたことはありますか。

1	されたことがある	5人	15.2%
2	されたことはない	14人	42.4%
3	わからない	14人	42.4%

問32 将来、お子さんの収入や年金、手当等をどなたが管理する予定ですか。

1	本人が管理	7人	21.2%
2	家族・親戚が管理	19人	57.6%
3	家族・親戚以外の知人等が管理	0人	0.0%
4	後見人・補佐人等が管理	0人	0.0%
5	特にいない	0人	0.0%
6	わからない、考えたことがない	7人	21.2%

問33 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）、成年後見制度について、知っていますか。

		日常生活自立支援事業		成年後見制度	
		人数	割合	人数	割合
1	利用している（いた）ので、内容も知っている	0人	0.0%	0人	0.0%
2	利用していないが、制度の内容は知っている	3人	9.1%	6人	18.2%
3	あまりよく知らない	12人	36.4%	13人	39.4%
4	全く知らない	18人	54.5%	13人	39.4%
5	無回答	0人	0.0%	1人	3.0%

【ご意見等】（原文のまま掲載しています。）

・将来自立した際の経済的支援強化。
・不安、心配しかない。
・町内にも中、高支援学校ができたら良いと思う。
・就職前は北上市の療育センターに通っていたが、市内児は無料なのに、市外から通うと有料だった。療育を受ける権利は平等なのに、不公平と感じた。・まだまだ障害児（者）への差別・偏見はあり、「こわい」「バカ」「あっちいけ」などと言われたこともあった。皆が幸せに暮らせる、助け合いの温かい金ヶ崎町になるよう、子供の頃から共同で過ごせる機会をふやすなどしてほしい。
・町内で発達障害で診断されている子、診断は受けてはいないが、「困っている子」が確実に増えている。（グレーゾーン）と言われる“はざま”の子が多いように感じられる。小学校でも先生たちの手に負えない問題も起こっている。やはり、低年齢のうちから“気づき”と“療育”保健師や専門のアドバイス等でかわれる部分（成長）もあると思う。“発達障害”の周知、理解、啓発を強化してほしいですし、当事者の親としても協力したいと考えています。